

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	分団運営交付金
補助事業等の目標	団本部及び分団の運営を支援することにより、市の消防体制の強化を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市消防団
補助対象経費	市内で発生した災害等において活動するための経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 団本部 基本額 60,000 円に、団員 1 人当たり 3,300 円に諏訪市消防団規則（昭和 36 年諏訪市規則第 15 号。以下「規則」という。）第 2 条に規定する団本部の定員のうちラッパ隊の人数を除いた数を乗じて得た額を加えて得た額 (2) 分団 基本額 60,000 円に、団員 1 人当たり 3,300 円に規則第 2 条に規定する各分団の定員を乗じて得た額を加えて得た額 (3) ラッパ隊 基本額 60,000 円に、団員 1 人当たり 3,300 円に規則第 2 条に規定する団本部の定員のうちラッパ隊の人数を乗じて得た額を加えて得た額
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 41 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 諏訪市の防災対策の根幹として継続していくことが不可欠である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に各分団年間事業計画予算書を添えて市長に提出しなければならない。
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 消防課 消防係

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正（令和 2 年 4 月 1 日 施行）

令和 5 年 3 月 15 日 一部改正（令和 5 年 4 月 1 日 施行）